

## 令和元年度 文教委員会資料③

### 【所管事務の調査（報告）】

「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について

**資料1** 「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について

**資料2** 「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）の主な変更点について

**参考資料** 「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）について

市 民 文 化 局

（令和元年11月14日）

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)の 主な変更点 について

抜粋【変更前】(6/24 文教委員会説明・パブリックコメント手続時のもの)

3 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(6) 人権侵害を受けた者に対する支援  
市は、関係機関等と連携し、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害を受けた者に対する相談の実施その他必要な支援に努める。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止  
何人も、市の区域内の道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、次に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行い、又は行わせてはならない。

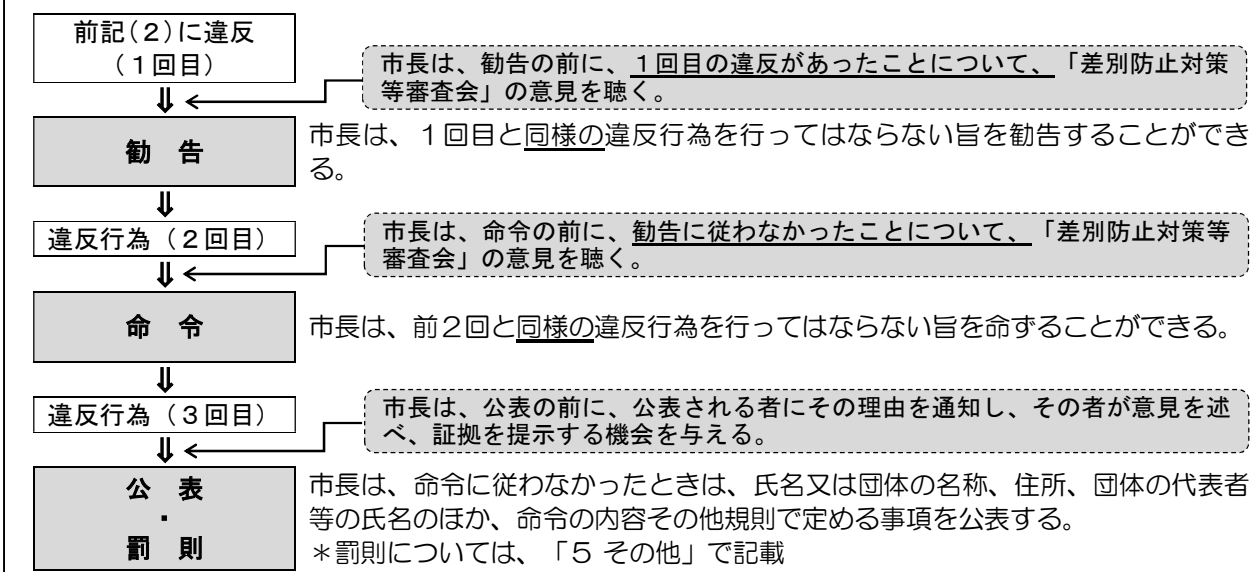
《類型》

- ◎ 特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫(以下「特定国出身者等」という。)を、本邦の域外へ退去させることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等を著しく侮辱するもの

《手段》

- ◎ 拡声機を使用する。
- ◎ 看板、プラカード等を掲示する。
- ◎ ビラ、パンフレット等を配布する。
- ◎ 多数の者が一斉に大声で連呼する。

(3) 勧告・命令・公表



【変更後】

3 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(6) 人権侵害による被害に係る支援  
市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行う。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止  
何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行い、又は行わせてはならない。

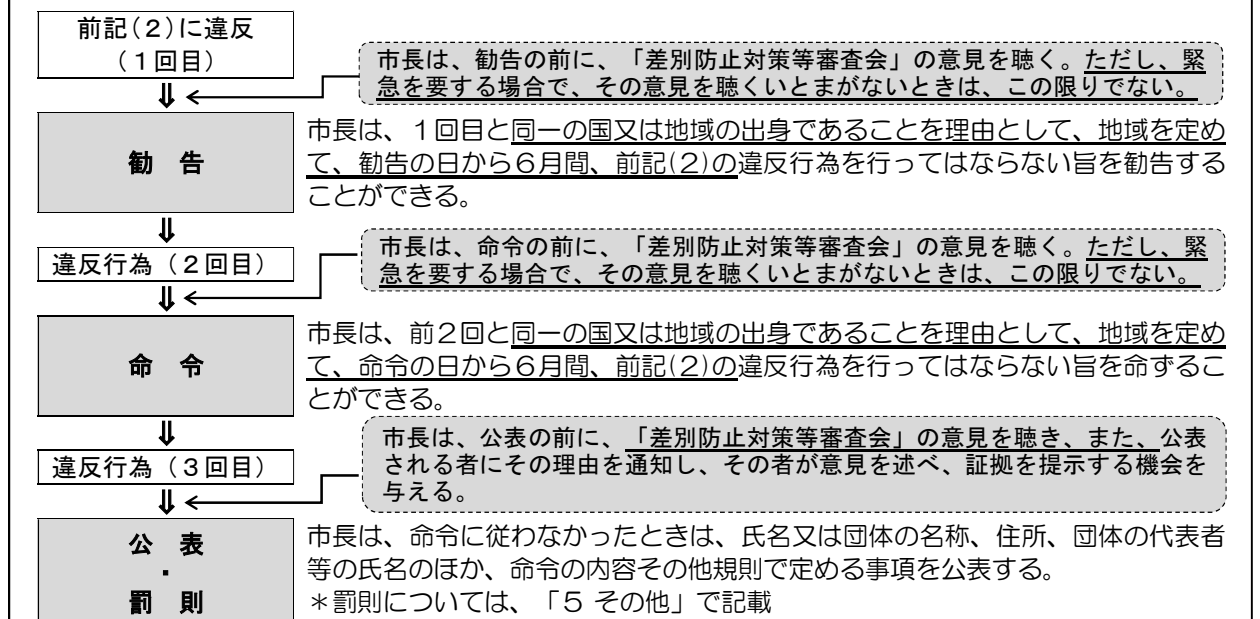
《類型》

- ◎ 本邦外出身者を、その居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- ◎ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- ◎ 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

《手段》

- ◎ 拡声機を使用する。
- ◎ 看板、プラカード等を掲示する。
- ◎ ビラ、パンフレット等を配布する。

(3) 勧告・命令・公表



## 抜粋【変更前】（6/24 文教委員会説明・パブリックコメント手続時のもの）

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### （6）差別防止対策等審査会

ア 前記(3)の勧告、命令、前記(5)の措置、公表を行う場合のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「差別防止対策等審査会」を置く。審査会は、委員5人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。その他の細目については、前記3(8)の「人権尊重のまちづくり推進協議会」と同様とする。

イ 審査会は、前記(5)の措置と公表に係る申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を行うことができ、前記(2)に違反したと認められる者、前記(3)の勧告に従わなかったと認められる者又は前記(5)のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。また、その指名する委員に前記の必要な調査を行わせることができる。

### 5 その他（雑則、罰則、施行期日等）

#### （4）施行期日

ア 公布の日 次イとウ以外のもの

イ 令和2年4月1日 「人権尊重のまちづくり推進協議会」、インターネット表現に係る拡散防止措置及び公表並びに「差別防止対策等審査会」に関するもの

ウ 令和2年7月1日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組に関するものうち、禁止、勧告、命令、公表、報告及び質問並びに罰則

#### （5）経過措置

ア この条例の施行の際現に策定されている「人権施策推進基本計画」は、前記3(4)により策定された「人権施策推進基本計画」とみなす。

イ この条例の施行の際現に定められている「ヘイトスピーチ解消法」に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインは、前記4(4)により定められた公の施設の利用許可等の基準とみなす。

## 【変更後】

### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### （6）差別防止対策等審査会

ア 前記(3)の勧告、命令、公表、前記(5)の措置、公表を行う場合のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「差別防止対策等審査会」を置く。審査会は、委員5人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。その他の細目については、前記3(8)の「人権尊重のまちづくり推進協議会」と同様とする。

イ 審査会は、前記(5)の措置と公表に係る申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を行うことができ、前記(3)により調査審議の対象となっている者又は前記(5)のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。また、その指名する委員に前記の必要な調査を行わせることができる。

### 5 その他（雑則、罰則、施行期日等）

#### （4）施行期日

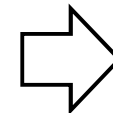
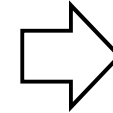
ア 公布の日 次イとウ以外のもの

イ 令和2年4月1日 「人権尊重のまちづくり推進協議会」、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の章の趣旨、公の施設の利用許可等の基準、インターネット表現に係る拡散防止措置及び公表、「差別防止対策等審査会」並びに表現の自由等への配慮に関するもの

ウ 令和2年7月1日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組に関するものうち、禁止、勧告、命令、公表、報告及び質問並びに罰則

#### （5）経過措置

ア この条例の施行の際現に策定されている「人権施策推進基本計画」は、前記3(4)により策定された「人権施策推進基本計画」とみなす。



# 「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）について

## 1 条例制定の背景

川崎市は、日本各地や海外から多くの人たちが移り住み、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展する中、「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定をはじめ、「川崎市子どもの権利に関する条例」や「男女平等かわさき条例」を制定するなど先駆的な取組を行い、その後も、「川崎市子どもを虐待から守る条例」や「川崎市自殺対策の推進に関する条例」の制定など、着実に人権施策を実施してきました。

しかしながら、近年、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」や、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化してきました。

このような状況の下、平成28年7月、市長が、「川崎市人権施策推進協議会」に対し、「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼したところ、同年12月には、同協議会が、市長に対し、「ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例として、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの「人権全般を見据えた条例」の制定を求める」提言を提出しました。

また、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる「差別解消三法」が施行され、川崎市をはじめとした地方公共団体にも地域の実情に応じた施策を講ずることが求められることになりました。

### 本市におけるこれまでの主な人権施策

- ・川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号）の制定（平成8年12月1日施行）
- ・川崎市人権施策推進指針の策定（平成12年12月）
- ・川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）の制定（平成13年4月1日施行）
- ・男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の制定（平成13年10月1日施行）
- ・川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）の制定（平成14年4月1日施行）
- ・川崎市多文化共生社会推進指針の策定（平成17年3月）【最新改定 平成27年10月】
- ・川崎市人権施策推進基本計画の策定（平成19年2月）
- ・川崎市子どもを虐待から守る条例（平成24年川崎市条例第46号）の制定（平成25年4月1日施行）
- ・川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成25年川崎市条例第75号）の制定（平成26年4月1日施行）
- ・川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）の制定  
（平成26年10月15日施行）
- ・川崎市人権施策推進基本計画の改定（平成27年3月）

## 2 川崎市人権施策推進協議会からの提言について

平成28年 7月13日 市長が、「川崎市人権施策推進協議会」に対し、「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼

12月27日 同協議会が、市長に対し、優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」を提出

### 提言で取り組むべきとされた項目

項目1 公的施設の利用に関するガイドラインの策定

項目2 インターネット上の対策

項目3 制定すべき条例の検討  
「人権全般を見据えた条例の制定に必要な作業に入るべきである。」

#### 【協議会の意見】

- ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要である。
- 内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが想定される。

#### 【特に留意すべき点】

- 協議会及び部会において、幅広い条例が必要との認識では一致したところであり、具体的な内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが求められる。

## 3 条例制定について

### （1）条例制定の考え方

いわゆる「ヘイトスピーチ」や、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、条例を制定します。

### （2）条例の特徴

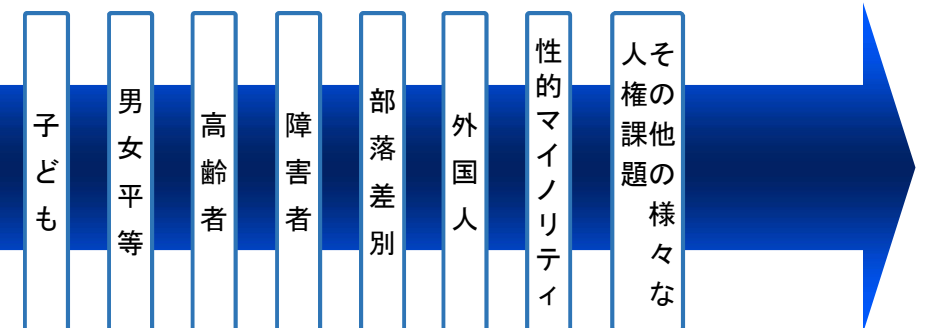
#### ① 人権全般を見据えた条例

「川崎市人権施策推進協議会」からの提言を踏まえ、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例とします。  
したがって、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害等の人権全般を見据え、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。

#### ② 本邦外出身者に対する不当な差別的言動を規制する条例

特に、一定の要件に該当するヘイトスピーチに対しては、罰則等をもって規制する条例とします。

不当な差別の解消と  
人権課題の解決



# 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)の内容

## 1 前文

- 川崎市は、日本国憲法及び人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。
- 今なお、不当な差別は存在し、いわゆる「ヘイトスピーチ」や、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。
- 市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。
- 全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

## 2 総則

- (1) 目的
- ア 不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにする。
  - イ 人権に関する施策の基本となる事項と、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定める。
  - ウ 前記ア及びイにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資する。
- (2) 定義
- ア 不当な差別…人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
  - イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動…「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

## 3 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

- (1) 市の責務  
市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 市民及び事業者の責務  
市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努める。
- (3) 不当な差別的取扱いの禁止  
何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (4) 人権施策推進基本計画
- ア 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、基本計画には、人権に関する施策の基本理念、基本目標、基本的施策、その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を定める。
  - イ 市長は、基本計画を策定(変更)しようとするときは、あらかじめ、「人権尊重のまちづくり推進協議会」の意見を聴き、また、基本計画を策定(変更)したときは、公表する。
- (5) 人権教育及び人権啓発  
市は、不当な差別を解消し、人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進する。
- (6) 人権侵害を受けた者に対する支援  
市は、関係機関等と連携し、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害を受けた者に対する相談の実施その他必要な支援に努める。

- (7) 情報の収集及び調査研究  
市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行う。
- (8) 人権尊重のまちづくり推進協議会
- ア 前記(4)イの場合のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「人権尊重のまちづくり推進協議会」を置く。協議会は、委員12人以内で組織し、委員は、学識経験者、関係団体の役職員、市民のうちから市長が委嘱する。
  - イ 委員の任期は2年とし、再任可とする。そのほか、臨時委員を置くことやその解嘱、秘密漏えい禁止、部会を置くことについて規定し、その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

- (1) この章の趣旨  
市は、ヘイトスピーチ解消法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消を図る。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止  
何人も、市の区域内の道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、次に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行い、又は行わせてはならない。

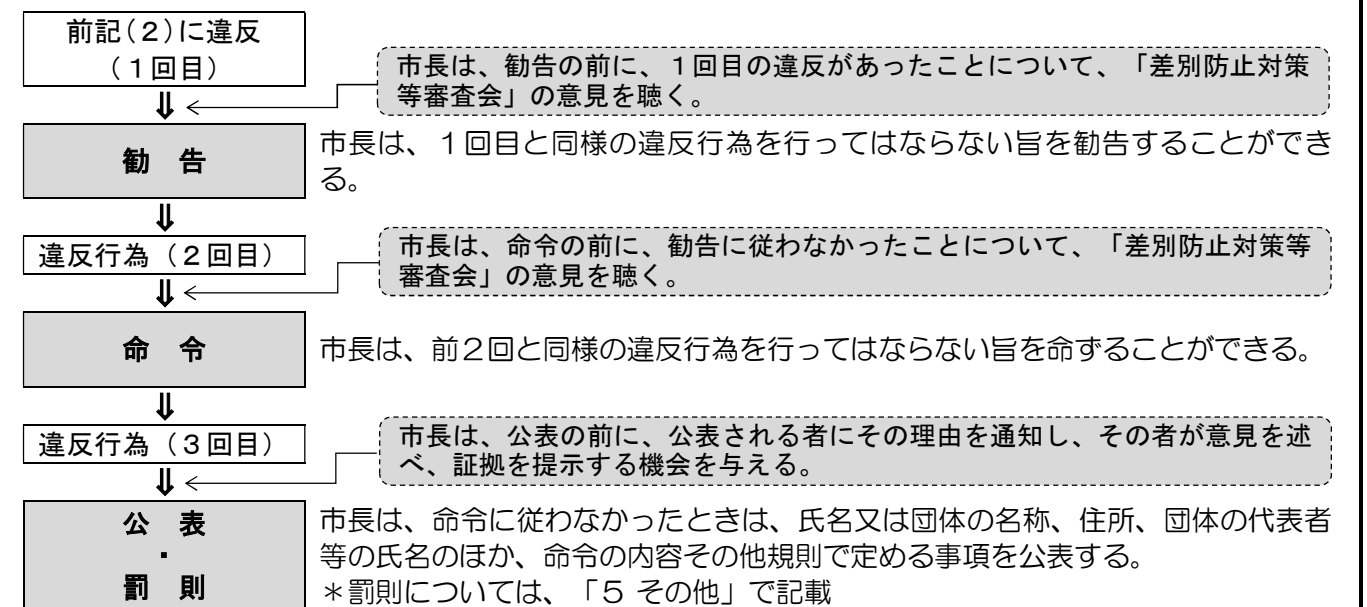
《類型》

- ◎ 特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫(以下「特定国出身者等」という。)を、本邦の域外へ退去させることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの
- ◎ 特定国出身者等を著しく侮蔑するもの

《手段》

- ◎ 拡声機を使用する。
- ◎ 看板、プラカード等を掲示する。
- ◎ ビラ、パンフレット等を配布する。
- ◎ 多数の者が一斉に大声で連呼する。

### (3) 勧告・命令・公表



#### 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（続き）

##### （4）公の施設の利用許可等の基準

市長は、市が設置する公の施設において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定める。

##### （5）インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

《対象》

- ◎ 市の区域内で行われたインターネット表現活動\*
- ◎ 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの
  - ・ 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としているもの
  - ・ 前記のインターネット表現活動以外で、市の区域内で行われた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の内容を市の区域内に拡散するもの

※ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動で、デモや演説など他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くこと（いわゆる「拡散する」こと。）を含む。

##### ア インターネット表現活動に係る拡散防止措置

市長は、インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるとき。

→ インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずる。

##### イ インターネット表現活動に係る公表

市長は、前記アの措置を講じたとき。

→ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨、表現の内容の概要、拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表する。ただし、公表することにより前記(1)の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消を図る」との趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- ・ 前記の措置と公表は、市民等の申出又は職権により行う。
- ・ 市長は、措置や公表の前に、「差別防止対策等審査会」の意見を聴く。
- ・ 市長は、公表をするに当たっては、当該「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の内容が拡散することのないよう十分に留意する。

##### （6）差別防止対策等審査会

ア 前記(3)の勧告、命令、前記(5)の措置、公表を行う場合のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、附属機関として「差別防止対策等審査会」を置く。審査会は、委員5人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。その他の細目については、前記3(8)の「人権尊重のまちづくり推進協議会」と同様とする。

イ 審査会は、前記(5)の措置と公表に係る申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を行うことができ、前記(2)に違反したと認められる者、前記(3)の勧告に従わなかったと認められる者又は前記(5)のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。また、その指名する委員に前記の必要な調査を行わせることができる。

##### （7）表現の自由等への配慮

この4の欄に記載の項目の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意する。

#### 5 その他（雑則、罰則、施行期日等）

##### （1）報告及び質問

ア 市長は、前記4(2)に違反したと認められる者、前記4(3)の勧告や命令に従わなかったと認められる者に対し報告を求めることができ、また、その職員に、関係者に質問させることができる。

イ 質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯する。

ウ 前記アの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### （2）委任

この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

##### （3）罰則

前記4(3)の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。また、法人等の場合には、行為者を罰するほか、法人等も罰する（両罰規定）。

##### （4）施行期日

ア 公布の日 次イとウ以外のもの

イ 令和2年4月1日 「人権尊重のまちづくり推進協議会」、インターネット表現に係る拡散防止措置及び公表並びに「差別防止対策等審査会」に関するもの

ウ 令和2年7月1日 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組に関するもののうち、禁止、勧告、命令、公表、報告及び質問並びに罰則

##### （5）経過措置

ア この条例の施行の際現に策定されている「人権施策推進基本計画」は、前記3(4)により策定された「人権施策推進基本計画」とみなす。

イ この条例の施行の際現に定められている「ヘイトスピーチ解消法」に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインは、前記4(4)により定められた公の施設の利用許可等の基準とみなす。

### 今後のスケジュール

パブリックコメント手続	令和元年 7月8日（月）～8月9日（金）
パブリックコメント手続の結果公表 条例議案提出	令和元年11月下旬
条例施行	令和元年12月下旬（公布の日。一部） 令和2年 4月1日（一部） 令和2年 7月1日（全部）